

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定について

●認定することができない建築物

区 分		内 容
平成21年5月19日 静岡県告示第521号	右欄の区域内に建築されるもの	都市計画法第4条第4項の促進区域
		都市計画法第4条第6項の都市計画施設の区域 ^{※2}
		都市計画法第4条第7項の市街地開発事業の施行区域
		都市計画法第4条第8項の市街地開発事業等予定区域
	都市計画法第4条第9項の地区計画等区域のうち右欄の計画が定められている区域内に建築されるもの ^{※1}	都市計画法第12条の5第2項第1号の地区整備計画
		密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号の特定建築物地区整備計画、又は同項第2号の防災街区整備地区整備計画
		地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第31条第2項第4号の歴史的風致維持向上地区整備計画
		幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第2項第1号の沿道地区整備計画
		集落地域整備法第5条第3項の集落地区整備計画
	景観法第8条第1項の景観計画の区域内に建築されるもの ^{※1}	
令和4年1月21日 静岡県告示第30号	右欄の区域内に建築されるもの	地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地崩壊防止工事の技術基準に基づく工事）が施行された区域で、安全と認められる敷地は除く。）
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

※1 計画に適合しないものに限る

※2 敷地の一部が区域内であっても、計画建築物自体が区域外にあって、都市計画法第53条の許可を要しないもの（給排水管及び塀のみが区域内にあるもの）は認定対象となります。